

## 厚生消防常任委員会要点記録

日 時	令和3年12月8日	開 会	10時00分	会議時間
		閉 会	13時45分	2 : 45
場 所	委員会室			
出 席 者	新岡委員長・小橋副委員長・南出委員・早坂委員・石井委員・松島委員・岩井委員 傍聴議員： 生本議員、宮議員、柏野議員			
説 明 者	副市長、生活環境部長、保健福祉部長、子ども未来部長、消防長	傍聴者数	3人	
事 務 局	議会事務局長、同次長、同主査	記 者	1人	

### 会 議 の 経 過 事 項

	<p>委員長が開会を告げ、傍聴の許可、議事日程等を説明する。</p> <p>●日程1. 所管事務調査について</p> <p>1) 報告事項 事故等発生(処理)報告について 資料説明 事故等発生(処理)報告書</p> <p>【質疑】</p> <p>① 薬剤の誤処方を行います。診療所では、シフトが組める看護師が常駐しているのか確認します。</p> <p>② 薬剤師法第19条で、薬剤師でないものは、看護師、医師も調剤業務ができないと私は解釈しているが、どのように解釈して日ごろの業務を行っているのか伺います。</p> <p>高橋保健センター長 ① 夜間急病診療所における職員体制は、看護師は11月末現在7名体制、事務職8名、平日夜間につきましては、医師1名、看護師1名、事務員1名、土曜・日曜日については、医師1名、看護師2名、事務員1名で対応しています。</p> <p>薬剤師等の人員配置は医療法並びに同施行規則により病院及び診療所で病床を有する診療所において有すべき人員の標準が示されているが、当診療所においては、薬剤師の配置の必要はないとしています。</p> <p>② 調剤について、医師は医師法に基づいて調剤はできます。看護師は保健師・助産師・看護師法により、医師の指示のもと診療補助行為としての調剤が可能とされています。当診療所は業務として、医師の指示に基づいて行う投薬については可能であると考えています。今回の件については患者さん及びご家族の方に対しまして不安を与え、並びに市民の皆さんに信用失墜する行為に至ったことに対しまして深くお詫び申し上げますとともに、改めて再発防止に努めて参りたい。</p> <p>岩 井 委 員 ③ 勤務体制は7名。処方調剤業務は確かにできていますし、厚生労働省</p>
--	--

	<p>の文献によると看護師、医師が調剤業務をすることは問題ないと。医師の指示とかは結構曖昧になっている部分もあります。勤務自体も7名で勤務とありましたが、夜間勤務し昼間は休んでいるかという、そうでもないことが多いのかなど。やはり曖昧な部分があるのと同僚間の勤務体制も含めまして、同僚間の助け合いとか、例えば看護師がいなかったら事務職員の人たちと一緒にダブルチェックするとかの必要があるのではないかと。大きなことにつながる可能性があるため、全体の勤務体制等を、気持ちの問題なども再度確認する必要もあるのではないかと。ご所見をお伺いします。</p>
高橋保健センター長	<p>③ 職員のローテーションについては、委員ご指摘のような件もあると思うが、現在ローテーションの中で、取り組んでいます。再発防止については、事故発生から内容を職員、スタッフ全員で共有しあうと共に、チェック体制の不備があったので、事務職も含めて今後その服用の注意事項を確認し、分からないことについては医師に確認するなどして対応していきます。</p>
池田総務課長 石崎警防課長 石崎警防課長 朝倉島松出張所長	<p>日程1. 所管事務調査について終了</p> <p>●日程2. 消防本部・署関連</p> <p>1) 報告事項</p> <p>資料説明 ⑭恵庭市消防組織風土改革プログラム(案)について</p> <p>資料説明 ⑮札幌圏消防通信指令業務共同運用整備事業について</p> <p>資料説明 ⑯12誘導心電図伝送システム整備事業について</p> <p>資料説明 ⑰ガーデンフェスタ北海道2022関連事業について</p>
岩井委員	<p>【質疑】</p> <p>① 資料⑭についてですが、第三者委員会の設置について、組織委員会の人数を4人とした理由と意義。職業、元職業、立場について記載していない理由は何故か。</p> <p>② 第三者委員会の所掌事務では、職員のハラスメントの事案に関するところがあるが、これだけでは仕事の業務の内容が分からないので、何を行うのか伺います。</p>
池田総務課長	<p>① 第三者委員会のメンバーの職業等記載していない理由ですが、特段、理由はございません。委員長の本郷秀彦氏は、前北海道消防学校の校長、副委員長の広中敦さんは、市の総務部長、委員の高田弘子さんは人権擁護委員、委員の竹間さんは、札幌弁護士会から推薦された弁護士です。</p> <p>② 第三者委員会という調査をして報告をするというふうには捉えられるかと思うが、令和2年3月11日に開催された厚生消防常任委員会で第三者委員会の設置要綱を添付し、設置した目的は、消防の組織風土改革を推進し消防組織におけるパワーハラスメント、セクシャルハラスメント等のハラスメントとまた不祥事や事故の防止等を図るために客観的かつ公正な第三者の立場から事実関係の調査及び組織風土改革に向けた提言を行うため、恵庭消防組織改革第三者委員会を設置</p>

新岡委員長	<p>しました。それら全般の中で、ハラスメント等についても会議の中で事案等については全部報告し、対応について提言をいただき、それらを考慮し、取組を進めてきています。</p>
池田総務課長	<p>1点目の質問の中で、第三者委員会を4名とした理由はという質問もありましたが。</p>
岩井委員	<p>① 設置要綱で、委員会は委員5人以内で組織するとあり（1）法律、労働行政等に識見を有する者として札幌弁護士会から弁護士さんを推薦していただいております。（2）学識経験を有する者としまして前北海道消防学校長、（3）その他市長が適当と認めるものとして市総務部長、ハラスメント委員会を設置した場合は委員長に総務部長。この消防の組織風土改革を市の総務部、特に職員課とも連携しながら総務部長が適当だろうと。それと人権擁護委員会、そういったハラスメント、セクシャルハラスメント等含めて人権に関わる識見を有する方ということで5人以内となっており、今回4人の方にお引き受けいただきました。</p>
池田総務課長	<p>③ 5人以内と言われたが、5人の奇数がいいと思っています。風土改革の推進で組織委員会が仕事をするとということで、第三者委員会は、通常不祥事を起こし或いはそれらが隠蔽されたり自浄作用が働かなくなったり、収拾がつかなくなった場合に招集されると私は理解をしています。所掌事案の3番目の職員のハラスメントの事案に関することがそれに該当すると考えたが、いまひとつハラスメントの可否に携わるのかどうかをはっきりお聞きします。それがなければ第三者委員会と命名しなくても、組織風土改革プログラム策定委員会位でいいのかなと。第三者委員会と聞いたらいろんなこと考えるわけで、パワハラとかセクハラの可否にも携わってくるのかをお伺いします。</p>
岩井委員	<p>③ 調査等についても設置要綱にあるので、必要だと判断すれば調査も可能だと考えています。第三者委員会という名称については、当初この設置する際にも紛らわしいというか誤解を招くようなところもあるのではないかと議論もあったが、今回この組織改革を推進するにあたってこのような名称で進めていこうということになりました。</p>
池田総務課長	<p>④ そのような議論もあったと、第三者委員会という名前がどうだとかの議論があったことは良かったかなと考えています。最初の質問で、組織委員会の人数、立場を伺ったのはハラスメントが成立したら、加えた人、受けた人など認定された場合、かなりのショックを受けるわけで、さらにその後の仕事や人間関係にも影響し、状況によれば仕事を失うことにもなりかねません。当該者のハラスメントの有無を審査する人達に委ねるとなったときに、安心して任せられるのかそういうところも見なければならぬので、その人の職業、元職業、お立場をしっかりと文面にて見ることが大切だと考えました。</p>
池田総務課長	<p>④ 第三者委員会については、事実関係の調査ができることあり、実際にハラスメントかどうか認定し、それに対してどのような処分を科すか判断するのは、市が設置するハラスメントに関する調査委員会となります。何か大きな事案が発生しそ</p>

	<p>これらの事実がどうなのかとの調査をお願いすることはできるが、その後の処分等については、第三者委員会で行うものではないと説明させていただきます。</p> <p>1) 報告事項終了</p> <p>● 2) その他所管事務調査について</p> <p><b>【質疑】</b> なし</p>
<p>新岡委員長 北国消防長</p>	<p>その他執行部および各委員から何かございますか。</p> <p>消防署において12月5日の日曜日に発生いたしました救急車の出動遅延及び救急搬送搭乗事案での車両等の接触事故につきまして、口頭ではございますが、所管課長からご報告させていただきます。</p>
<p>児玉消防救助1課長</p>	<p>救急車の出動遅延について、日時は12月5日、日曜日、時間は、指令時刻2時57分の事案になります。管轄の消防隊と管轄外の救急隊が同時出動する事案において、救急隊の出動体制の準備が遅れ、出動が約5分の遅れがありました。先着した消防隊が必要な処置、病院手配などの活動を行い救急車到着後、速やかに医療機関に搬送しています。</p>
<p>朝倉島松出張所長</p>	<p>救急車の接触事故について、日時は令和3年12月5日、日曜日、7時18分頃になる。病院搬送中の救急車が、国道36号線と柏木中通交差点において接触事故に遭い、傷病者を他の救急車に引き継ぎ搬送している。この事故により傷病者、同乗者、相手車両の同乗の2名、救急隊3名にけがはありません。</p> <p>日程2. 消防本部・署関連終了</p> <p>● 日程3. 生活環境部関連</p>
<p>笹川市民課長</p>	<p>1) 報告事項</p> <p>資料説明 ① (仮称) おくやみ窓口の設置について</p>
<p>須貝市民生活課長</p>	<p>資料説明 ② マイナンバーカードの出張申請支援について</p> <p>資料説明 ③ 恵庭市交通安全計画(素案)について</p>
<p>伊藤廃棄物管理課長</p>	<p>資料説明 ④ 町内会・自治会活動に関するアンケート調査結果について</p>
<p>根岸環境課長</p>	<p>資料説明 ⑤ 家庭ごみに関する市民意識調査の結果について</p> <p>資料説明 ⑥ 第3次恵庭市環境基本計画策定に係る市民アンケートの結果について</p>
<p>石井委員</p>	<p><b>【質疑】</b> ① 資料③、子どもの遊び場等の確保ですが、子どもの路上遊戯等による交通事故</p>

<p>須貝市民生活課長</p>	<p>の防止を図るため恵庭市緑の計画に基づき公園整備を促進し、都市における良好な生活環境づくりに努めるとあるが、この想定している公園はどんな公園か伺います。</p> <p>② 通学路に関する交通安全のところ、八街市の事故を受けて調査して対策を進めるということだが、現在通学路に指定されているところで、歩道がないところかつガードレールもないところはどれくらいあるか伺います。</p> <p>③ 資料④に関して、町内会・自治会活動に関するアンケート調査の結果の中、課題や意見の中でなり手が少ない。また高齢化、勧誘しても断られるといった内容の中で、条件が合わない等々がある中、思い込みや提示する条件のほうを改善すれば、いいこともあるのではと思うが、それに対して行政の方はどんなふうに困りごとに応じて相談に乗っているのか伺います。</p>
<p>小路生活環境部次長</p>	<p>① この計画では具体の公園の指定や想定というような形では考えていない。交通安全上の観点から路上遊戯をさせないためには、緑の基本計画に基づいて、遊び場を確保するということが必要だというような形で記載をさせていただいています。</p> <p>② 現状、数については抑えていません。</p> <p>③ 町内会・自治会活動に関するアンケート調査についての町内会役員のなり手については、後ろに町内会に送付したアンケート項目を載せさせていただいて、それに対する答えをいただいて集計結果を報告しています。実際に町内会のなり手に対する各町内会のどういった条件で町内会役員になってくださいとかは、押さえていないので、もしかしたら町内会の役員の、なっただけの際の勧誘の方法等について、工夫をすれば役員になっていただけるといような可能性も広がるかなとも考えているので、そういったことも含めて、町内会役員会連合会等の中でそういった意見もあれば、話し合っていきたいと考えています。</p>
<p>石井委員</p>	<p>②③ 一部補足します。通学路の歩道とガードレールの関係ですが、通学路の交通安全対策については、新入児童を対象にした交通安全とか通学路の安全点検を定期に実施しています。具体的な例はお示しできませんが、そういった中で把握は可能と考えています。町内会のなり手の問題では、今回の調査から各町内会においては、高齢化や担い手不足、それから町内会活動にメリットを感じない、さらには加入率や運営上の課題がある。そういった問題が出てきており、この問題は、町内会によってその度合いが様々でこうした状況を踏まえまして、今後市も町内会と協働という立場であるので、町内会連合会と相談しながらどういった支援が可能なかを検討していきます。</p> <p>④ 子どもの遊び場、居場所についてだが、街区公園、近隣公園、地区公園で、緑の基本計画は、その設置の距離などを設定しているが、道路上の危険度を避けるために、子どもたちに誘導すべき場所といえば街区公園250メートル以内位にあるところなのかと考えたが、その整備を進めるというような解釈でいいのですか。</p>

須貝市民生活課長	<p>⑤ 通学路の歩道なしガードレールもなしのところは、早急に対応を進めていただきたいと思います。町内会役員のなり手が足りなくて困っていることについては、勧誘の方法工夫ということで分かったが、その勧誘の方法の工夫についてやはり第三者のアドバイスなども必要だと考えたが、町内会の活動に関して町内会の担当がいると思うが、町内会の活動に参画や意見を述べたりする頻度・割合、61町内会中の何町内会ぐらいに関わっていて、また関われない方の町内会に関われない理由などがあったら教えていただけますか。</p>
石井委員	<p>④ 公園の整備の計画について、今回の交通安全計画では、路上での交通事故を防止するために、道路上での遊戯をなるべく控えるとの観点から、緑の基本計画を持たせていただいて、公園のほうで遊んでいただきます。公園のほうで必要な修繕や適宜整備をしていくような内容で、そこまで公園の整備まで詳しく考えたといった計画ではないとご理解いただければと思います。</p> <p>⑤ 町内会の役員のなり手に関して、地域の担当職員のことかと思うが、地域の担当職員がそれぞれの町内会にどれぐらいの頻度に関わって、町内会等の相談を受けているかというようなことだが、町内会等の関わりが全くないというような頻度の回数については、今ここで答えできないが、全く関わりがないというような形ではないと思います。なぜなら町内会が活動する上で、市のほうに自治活動交付金などの書類の提出があり、地域担当職員と関わりながら書類作成のお手伝いをしたり、生活環境改善要望というようなものを各町内会・自治会さんのほうから提出いただいているが、そちらのほうでも関わっているような形で全くゼロという形ではないと理解しています。</p>
南出委員	<p>⑥ 公園については分かりました。様々な所管に渡って調整を図っていくべきことかと思うので、調整しながら進めて行くようにお願いします。</p> <p>⑦ 町内会については、全く関わっていないとは思っていないが、こういった悩みが生じてくることについての関わり方として、勧誘の方法の工夫の方法までアドバイスするというような口の出し方までは、まだできていないという印象を受けたので、お金だけではなく口も出すといった関わり方も必要かと思います。嫌がられない程度に積極的に他の町内会ではこうしていますよとか、連合会の会議もあるとは思いますが関わって行って、思い込みや偏見からの脱却を図っていただけるようにお願いします。</p>
笹川市民課長	<p>① 資料②ですが、企業等一括申請方式の実績と利用した企業等あれば伺います。</p> <p>② 出張申請サポート方式の利用者はどれくらいを予定・予想しているのか。また、フレスポ恵み野の細部と場所等について伺います。</p> <p>③ 資料③1、28ページ、踏切道における交通の安全ということで、踏切保安設備の整備とあるが、この整備というのは具体的にどのような整備を行うのか伺います。</p> <p>① 企業等一括申請方式では、今のところ企業からの申請、問合せ等はありません。</p>

須貝市民生活課長	② 今月の12日にフレスポ恵み野で実施を予定しています。場所については、前回選挙で期日前投票を行った場所で考えています。想定的人数等では、10時から17時の受付で、最大でも60名くらい受付できればとは考えています。
南出委員 笹川市民課長	③ 恵庭市における踏切については、第一種踏切道といわれる警報機と遮断機がきちんと設置された踏切が全て設置されており、具体的な形の保安設備とはイメージしていないが、例えば道路状況の変化等が起きた際にそれに応じた踏切道の整備をJR等に、お願いしていくような形で、記載させていただいています。
南出委員 笹川市民課長	④ 企業等一括申請方式の方では、周知の方法はどのように行っているのですか。 ④ 周知方法では、広報やホームページ等で、企業等一括申請方式を始めたということで、周知を始めたというところですか。
南出委員	⑤ 1か月くらい経っていて、まだないということで、もっと積極的にアピールしていただければと思うが、ご所見をお願いします。
小路生活環境部次長	⑤ 周知の件をご報告させていただきましたが、今後は例えば商工会議所の会員さんですとか、工業団地の団地会もございますので、そういったところへの周知拡大について検討して参りたいと考えております。
早坂委員	① 資料②の関係について、出張のサービス、そこまでやっていただけるということで、今お話を伺っていたところですが、実績というか、既に導入してやっている自治体の具体的な成果というか、やることによって、どれくらい交付状況が上がってきているのかを検証をされた上でやるということなんでしょうか。やること自体を別に否定するつもりはないですが、この点について伺います。 ② 第2回定例会の委員会の中でも、マイナンバーに関して市職員の取得状況を、厳しく指摘させていただきましたが、あれからどの程度、改善進捗があるのか伺います。
笹川市民課長	① 出張支援について、既に国の方に報告しております交付円滑化計画の中で出張支援を実施していただくというようなこともございまして、今委員おっしゃられたとおり他の自治体においても出張支援を始めたばかりというところが多い中で、具体的にどれくらい交付、取得率等が上がったかというところはまだ数字としてははっきりしたものは出てないので、本市としても始めたばかりですので、状況を確認しながらどういった周知等が必要なのかを検証していきたい。 ② 職員の取得率では、9月末現在の数字が出ています。取得率に関しては市職員の取得率55.2%となっています。
早坂委員	③ 始めたばかりなので分からないとのことだが、市職員もまだ半分くらい持っていないということで、こういう言い方が適切か分かりませんが、ぜひ各部の出張に行ってくださいと思います。そこをあえて言わせていただきたいと思います。市職員の皆さんが持った上で、市民の皆さんにお願いしますと言うならば筋として分かるのですが、実際、自分たちもできていないのに市民に持ってくださって、説得力もないですね。そのことも重ねて継続的に話しさせていただ

<p>小路生活環境部次長</p>	<p>いておりますので、このことも併せて行っていただきたいですし、出張されるということでご苦勞もあると思うが、ぜひそのことも含めて成果の見えるような取組にさせていただきたいと重ねて申し上げたいと思います。最後にご所見があれば伺います。</p> <p>③ ご指摘のとおり、まだまだ職員の取得率というのは、伸び悩んでいることを、実感しています。改めてマイナンバーカードの必要性をしっかりと職員にも周知していく、職員の立場として先行して取得していただくところをしっかりと徹底させながら、取得率の向上に努めて参りたいと思います。</p>
<p>岩井委員</p>	<p>① 資料①について伺います。おくやみガイドブックは13ページ、お客様シートは6ページと一生懸命しっかり作られていると感じています。私が聞くのは簡単なことで、みんな知っているのかもしれませんが、報告の中のガイドブックの一番下に、おくやみ窓口を使わず、担当窓口で直接手続することも可能となっています。これどういうことかなと。2か所で手続できるからいいのかなあと思ったりもするが、なぜこうなっているのか伺います。</p> <p>② おくやみ窓口の担当者人数と窓口におけるおくやみ業務がない場合は、他の業務と並行して行うことになっているのか伺います。</p>
<p>笹川市民課長</p>	<p>① おくやみ窓口を使わずに担当窓口で直接手続することも可能ですとの記載についてですが、おくやみ窓口が必要ないという方も中にはいらっしゃるかと、手続きの数がさほど多くないという方もいらっしゃいますので、必ずしも窓口を通して手続をしなくてはならないということではございませんという周知というかご案内でございます。</p> <p>② 担当職員ですが、現在、市民課職員の兼務ということで、おくやみ窓口に専任の職員を置くことには、今のところ考えておりません。</p>
<p>松島委員</p>	<p>① 資料②についてですが、企業の方の出張申請をされているということでまだどこからも来ていない状況ですが、なかなかそういったことに積極的に取り組むというのは、マイナンバーの必要性をすごく感じなければできないのかと思います。出張申請に自治体で取り組んでいる例の中で、例えば学校ですとか、恵庭でしたら自衛隊ですとかピンポイントで声をかけていくのも効果的かなと思います。学校であれば教員とか事務の方に対してとか、また保護者も含めて授業参観とかいった部分で声掛けしていく中でとても効果的だというような状況も書かれていたが、このことに関してご意見あれば伺います。</p>
<p>笹川市民課長</p>	<p>① 出張支援では、今のところ商業施設での開設を考え、企業からは、まだ問合せ、申込みございません。今後としては、町内会や老人クラブ、イベントがあれば出張して受付できればと考えています。ただ、学校については、15歳未満の方は保護者の方と一緒に申請していただいて保護者の同意の下ということもあり学校に出向いて児童生徒の申請を受けるのは現時点では難しいと、考えています。</p>

松 島 委 員	<p>② 学校については、保護者の方に通知した上での推進と事例で載っていました。ご家族含めて、また若い世代の方も共働きで大変忙しいということで、作りたいなと思っても申請している場所に行くということが面倒だったり、若い世代の方の取得率がそういった意味では、効果的なのかとは思いますが。元気である方でも、なかなか申請するということまで行き着くまでには、市としてもご苦勞されていると思うが、作りたいなと思っても例えば前回の議会では高齢者の話をさせていただいたが、障がい者を抱えたご家族なんかも作りたいけど行くまでにいろいろな意味でハードルが高くて行きづらい、もし本人が行けない場合は様々な書類を用意して代理人として申請しに行かなければならないという、いくつものハードルがあって、取りたいと思っても今面倒に感じていらっしゃる市民の方もいるので、その辺のご配慮が、もし市の職員が本人確認をするために来ていただけたらというような要望もありましたが、ご所見があれば伺います。</p>
笹 川 市 民 課 長	<p>② 質問の中身はよく分かるが、まず、最初に企業や団体といったところで、取得率を少しでも上げてその状況を見ながら、個別の来庁できないという方についてもどのような形で申請していただけるかは、適宜考えていきたいと思えます。</p>
野村生活環境部長	<p>② 補足ですが、出張申請支援の個別の取組について、12月から出張申請支援を開始する予定です。マイナンバーカードの窓口職員をかなり増強して対応してきている現実もあり、その中で出張申請に行くということは、職員2・3名、終日になるとそれなりの体制を組んで行わなければならないという実態があります。ですから出張申請支援を行っていくにも、実施回数とか実施体制も、なかなか難しい状況もあろうかと思えます。市役所に来庁される方や出張申請で申請される方もいるという両局面の中で取得率を上げていくことなので、そういう体制が確保できるかということもあるので、まずは出張申請支援を実施し、その中で課題を洗い出し、そのほかにどういう対応ができるかということについて考えていけたらと思っています。</p> <p>1) 報告事項終了</p> <p>● 2) その他所管事務調査について</p> <p>【質疑】</p>
新 岡 委 員	<p>① 恵み野地区にある集合住宅のごみ置き場が小さくてごみが収まりきらなくて、周辺に散乱し衛生環境の悪化を招いているという事案があります。市でもその状況は把握し、恵庭市集合住宅に係るごみ保管場所設置等に関する指導要綱に基づき対応しているが、この要綱に違反しても罰則等の規定がなく指導対象者の善意に委ねるものとなっています。その結果、指導に従わない状況が長期化し、ごみが散乱して周辺の住民は我慢を強いられている状況にあると聞いています。繰り返しの指導に従わない場合など、さらに強い措置が必要ではないかと思うが、現</p>

伊藤廃棄物管理課長	<p>行の法令上どのような措置が可能なのか伺います。</p> <p>① 規則・要綱に則って指導等行っているが、罰則規定がないので、そういった強制力を持ったことは、範囲内ではできないと考えています。仮に現行法上ということであると、例えば廃棄物処理法上は、何人も廃棄物をみだりに捨ててはならないとなっていて、みだりに捨てるというのは、例えば市町村が定めた一般廃棄物の処理に係る計画に沿った処理に協力する、しないといった部分があるのかと考えるので、仮に法的に何かペナルティとか強制力とかは考え得るのかと思うが、長期にわたるといってお話だが、私どもの把握では、恐らく同じ案件の話だと思うが、最初に周辺の方から連絡をいただき対応して2、3か月と認識し、この間集合住宅の管理会社、所有者とも連携をしながら、現状その集合住宅の物件については、市の要綱が定める一戸当たりのごみボックスの容量というのが充足していないとなっているので、その改善に向けて取り組んでいる。実際にどういうことができるかということは、管理会社もオーナーも認識して改善するという答えをいただいていますから、協力してやりながら、今周辺の方に周辺環境の悪化ということでご迷惑をおかけしている部分には、対症的にはあるがいま収集の都度、周辺の方から連絡があった都度、散乱ごみの清掃という形で対応させていただいているので、そういった形で対応を進めて参りたい。</p>
新岡委員	<p>② 市のほうでも対応していただいていますますが、それに対して、対象者が対応していただけないのも事実だと思います。今市としてできることも限界があるんだろうと思うので、さらに長期化するようなことがあれば、さらに強い措置ができないのかも含めて検討すべきではないかと思うが、改めてご所見を伺います。</p>
伊藤廃棄物管理課長	<p>② 仮に長期化したときに何だかの手立てが必要だとは思いますが、恵庭市については個別収集がメインになっていて、一部集合住宅でこういった事案があることを除けば、正直言って他所の市町村に比べると大分状況はいいのかなと考えています。ステーション方式を利用している自治体の事例なども踏まえながら、仮に必要があればそういった対応も検討していきたいと思います。</p>
	<p>日程3. 生活環境部関連終了</p> <p style="text-align: center;">1 1時40分 休憩</p> <hr style="width: 20%; margin: auto;"/> <p style="text-align: center;">1 1時45分 再開</p>
<p>佐々木福祉課長</p> <p>大島国保医療課長</p> <p>茅野介護福祉課長</p>	<p>●日程4. 保健福祉部関連</p> <p>1) 報告事項</p> <p>資料説明⑦ 生活困窮者に関わる支援について</p> <p>資料説明⑧ 令和4年度国民健康保険税率について</p> <p>資料説明⑨ 子ども医療費助成（通院）の拡大について</p> <p>資料説明⑩ 令和3年度恵庭市高齢者世帯等冬の生活支援事業について</p>

<p>細ワクチン接種対策室主幹</p>	<p>資料説明⑩ 新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種について</p>
<p>小橋委員</p>	<p><b>【質疑】</b></p> <p>① 資料⑦の生活困窮者に関わる支援についてですが、4点目の住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金について現在本事業に関わる補正予算を国会で審議されていると思うが、国からはどのようなスケジュールが示されているのか、それを受けて本市においては、今後どのようなスケジュールで進めていくのかお考えをお示してください。</p>
<p>佐々木福祉課長</p>	<p>① 臨時国会が開会されて、本事業含めました補正予算ということで、今審議をされています。12月3日に国から示されたスケジュールでは、国の補正予算の成立は、12月中を見込んでおり、その予算が成立後、この給付に関する支給の要領とか補助の交付要綱、質疑応答集等が発出されると示されている。本市については、12月3日に示されたことを受け、この事業に対する事前的な準備を今現在行っています。今後の予定は、国の補正予算成立後に支給要領や補助金交付要綱等が示されるので、それに基づき事務の手順、本市での補正予算編成の準備、委託事業を考えており委託事業者との協議等を行い、補正予算を編成させていただき議決をいただいた後に委託業者に対する契約、発注を経て、非課税世帯等に対する確認書を送付いたしましてそれを返送いただくスキームになっていますけど、そういった発送と返信を経まして給付という形で考えています。</p>
<p>小橋委員</p>	<p>② 今の説明の内容で行かれるかと思います。ただ、これから年末年始入ってきますので、事務方の仕事もかなり忙しくなるのかと思いますし、長期の休みも入ります。年末年始の休みまで返上してとは言いづらいが、手厚い対応のほう、特に申請者の方に対しての対応をお願いしたいと思います。ご所見があれば伺います。</p>
<p>佐々木福祉課長</p>	<p>② 私どもとしましても、補正予算も含めまして準備を進めてなるべく早く給付ができるような体制ということで行って参りたいと考えています。</p> <p>1) 報告事項終了</p> <p>● 2) その他所管事務調査について</p> <p><b>【質疑】</b> なし</p> <p>日程4. 保健福祉部関連終了</p> <p>12時05分 休憩 13時00分 再開</p>

<p>狩野子ども家庭課長</p> <p>高橋子ども未来部次長</p>	<p>●日程 5. 子ども未来部関連</p> <p>1) 報告事項</p> <p>資料説明⑫ 乳幼児紙おむつ使用世帯ごみ袋交付事業の見直しについて (案)</p> <p>資料説明⑬ 恵庭市子育て世帯への臨時特別給付金給付事業について (案)</p> <p>資料説明⑭ 認定こども園への移行及び施設類型の変更について</p>
<p>南 出 委 員</p> <p>狩野子ども家庭課長</p>	<p>【質疑】</p> <p>① 資料⑫で、変更前と変更後で世帯数はどのように変化していますか。予算額総額は、どのように変化しているのか伺います。</p> <p>① 予算額については、令和3年度と比較して約150万円程の予算増と考えています。世帯数については、世帯数としては出してはいませんが、おおよそで819の世帯が対象になると見込んでいます。拡大する分が464件と見込んでおり、対象件数にはなるが、1,316と見込んでおります。</p>
<p>早 坂 委 員</p> <p>狩野子ども家庭課長</p>	<p>① 資料⑫について、今もお話ありましたが、対象年齢を今回2歳児未満だったものを3歳児未満に拡大をしていただけるということで、そういった声とか要望があることは側聞をしていたところですので、非常にいい見直しなのかと思っておりますが、ただ実際お配りするごみ袋を少し小さくするというので、実際こちら調査をした中で、86%くらいの方が50枚以下で、10リットル週2枚で足りるというようなお話だったのかと思うが、ただ一方で乳幼児というか1歳児未満のお子さんの世帯については66%、3割を超える方が足りないということなんでしょうか、これ、間に合わないということなんでしょうか。小さなお子さんの世帯に対しては、この見直しが改悪になるのではないかなというような見方もできるのではと思うが、この辺の調査・検証がこういった形で行われているのか伺います。</p> <p>② それから部局が違うかもしれませんが、今回紙おむつの係る分でのごみ袋の支給ですが、ストマなどの障がいを抱える方に対しても支給をされていたと思うが、併せてごみ袋の見直しをされるのかどうか。その辺の調整をされているのかどうか伺います。</p> <p>② 見直しは、乳幼児の紙おむつに限定したもので、障がいと介護のほうでもこの事業を実施しているが、そちらには影響はありません。</p> <p>① アンケート調査を取りまして86%の世帯が1週間の使用枚数が50枚以下という回答がありました。使用枚数が多い、1歳未満の乳幼児世帯においても66%の世帯が1週間当たりの使用枚数が50枚以下と回答されています。それを踏まえてモニタリング調査では、1枚のごみ袋で廃棄できる枚数は何枚かと、実際に使用済みの紙おむつを丸めて捨てる状態で袋に入れるという調査を実施しました。その結果、10リットルで平均24枚程度が入ることが分かったし、20リ</p>

<p>早坂委員</p>	<p>ットルで38枚という検証結果になった。10リットルで24枚ということは、余裕をもって24枚だったので50枚以下の回答がほとんどということであれば、廃棄される50枚の紙おむつについては、十分10リットルで廃棄できるのでないかと検証づけたところです。</p>
<p>狩野子ども家庭課長</p>	<p>③ いや、それは分かっているんですよ。そうではなくて、おっしゃることは私も先ほどお話ししたので、66%の方が乳幼児の世帯でも足りているよということなんですが、3割の方は足りていないという認識でいいですか、再度伺います。</p>
<p>早坂委員</p>	<p>③ 51枚以上使っている世帯は全体の14%でしたので、ほとんどの方が50枚以上の方という形にはなっています。調査結果では、全体を0歳から3歳までの方に調査をしたが、51枚以上使うといった方は全体で14%だったが、1歳未満の方は、確かに委員おっしゃるとおり34%の方が、51枚以上という回答ではあったので、もしかしたら70枚とか使う家庭もあるかもしれません。そのため週に2回ごみの日があるとして、2枚ずつと考えてはいるが、月に10枚支給することでその分については補われるかなと考えています。</p>
<p>狩野子ども家庭課長</p>	<p>④ 確かに月10枚なので、週2枚であれば2枚くらい多い。ただ、それでももし仮に乳幼児の量によっては、やっぱり足りないと思われる方が少なくとも3割位いらっしゃるのとは変わらないと思います。今回世代を拡大することでより配布の量の実態に合わせた見直しの取組については、決して否定するものではないですし、行政としても当然するべきだと思うので、もし本当に実態に合わせるのであれば、近隣とかほかの自治体の事例も伺ったところ、まちによっては、本当にきめ細やかに1歳児、2歳児、3歳児といわゆる世代によって枚数を変えるとか、当然乳幼児は多くお配りするとか、そういった工夫もされている自治体もあるように側聞しています。そういった形で、実態に合わせるのであれば、そこまでするべきではないかと。高齢者や障がい者については、今回対象にならないのであればなおのこと、このことも含めてしっかりときめ細やかに対応すべきではないかなと思うが、再度ご所見を伺います。</p>
<p>早坂委員</p>	<p>④ 委員おっしゃるとおり、実態に合わせれば年齢が上がるにつれて枚数が減ってくるということで、使用枚数を小さいうちは多くして大きくなるにつれて減らすという方法を課内でも協議したが、配布時の委託を郵便局に委託しているが、その手間を考えると一貫して同じ枚数を配るということが、事務の効率的にもいいかなということと、貰える側についても1年間120枚貰えるということであれば、計画的に使うことも可能なのかなと考え、決めたこととなっています。</p>
<p>早坂委員</p>	<p>⑤ 結局こちらの都合で一つにした方が楽だとか、それは分かるが、ただそれだったら、結局実態に合わせた形になっていないのかと思います。結局、行政側の都合でそうせざるを得ないとしか聞かえないし、やはり少なからず乳幼児を抱える世帯の保護者にとって少なくとも3割の方は足りていないという実態を見ると、私はこれは果たして本当に見直しになっているのかなということをお願いして終わりたいと思います。</p>

伊東子ども未来部長	⑤ ただいま、早坂委員から貴重なご意見をいただきありがとうございます。今回の見直しは、この案でまずは走らせていただきたいと思います。ただ、委員おっしゃられたような実態等もあると思うので、この案で進め、また実態把握等させていただきながら検証していきたいと思います。
新岡委員	① 資料⑬について、先ほど報告の中で、潜在待機が63名、今回の変更によって、35名が保育の確保が可能となった形かと思えます。これに関して第4次の恵庭市保育計画では、3号認定子どもの保育提供率目標値が設定されているが、令和4年度においては35%という数値になっているが、今回35名定員が増員ということの中で提供率はどのような変化があるのかお聞きします。 ② 給食の提供では、3号認定については自園調理が原則となっていますが、この提供体制についてはどのようにしているのか伺います。
高橋子ども未来部次長	① 令和4年度定員が35名拡大することによる保育提供率の変化ですが、35名定員が拡大することによって令和4年度、今現在557名の定員拡大となりますので、令和4年度のプランにおける推計人口で割りまして、38.6%という見込みであります。ただ、保育提供率の実績はその年の4月1日の人口から計算することになるので、実績とすると人口が若干少なくなった場合には、40%程度の実績になるのではないかと見込んでいます。 ② 認定こども園においては、給食提供が必要となるが、これまで恵み野第二幼稚園では、3歳以上児の幼稚園での受入れでは、外部搬入であったが、今回1歳児、2歳児を受け入れるために園の改修を行って調理室を整備しています。それに伴い、恵み野第二幼稚園については、2号も含めて全園自園給食にすると聞いています。第二かしわ幼稚園については3歳以上児の受けになるので、今までとおり外部搬入の給食になります。恵庭幼稚園は既に調理室があり、自園給食となっておりますので、引き続き3号認定についても自園給食と聞いております。
新岡委員	③ だいたい見込みで現在では40%前後ではないかという話でしたが、現時点では63人の潜在的待機のこれで確保できたのは35名ということで、まだ全員の潜在待機児童の保育の解消には至っていないので、さらにこの部分を市としてはどのように改善していくのか、その部分何かあれば答弁願います。 ④ こども園の給食の提供体制については分かりました。ここで問題なのは、安全な給食をお子さんに提供することが重要だと思います。恵庭市として安全な給食の提供に対してどのような指導監督責任、こういった取組ができるのかお聞きします。
高橋子ども未来部次長	③ 現在63名の潜在待機児童がおりますが、潜在待機児童については、特定の園を希望し、その園に入所できる枠がないため待機をしている方、育児休業取得中で休業明けからということで待機している方、または育児休業を延長している方も含まれています。63名の内、約半数以上はそのような方になっており、今回35名拡大ということで、全ての待機児童が解消するものではありませんが、増

<p>新 岡 委 員</p>	<p>加する低年齢保育に対しては、定員の確保も図られ、保護者にとっても利用への選択の幅も広がるのが期待できるので、今後も今回認定こども園になったかしわ、第二かしわ幼稚園につきましても、今後色々な状況を見ながら、施設の改修をし、1歳、2歳の受入れ、未満児の受入れについても検討していきたいと伺っておりますし、各園と調整しながら、未満児の枠を拡大してもらうなど園の方と調整を図って、未満児の受入れの定員枠を増やしていきたいと思います。</p> <p>④ 給食についてですが、恵庭市には栄養士が1名おり献立を作成しています。それを各園に提供し子どもにとっての国で定めている接種量等計算して作っているメニューを参考にして活用していただくということと、あとコロナ禍で定期的な開催が難しくなっていますが、給食会議というのを定例で行っておりまして、各園の給食における課題とかそれぞれの園で取り組んでいることを共有しながら安全な給食に向けての各園の情報交換、共有などを行っています。保健所主催の研修会の参加なども含めて、今後も指導助言というか情報共有化を使って安全な給食の提供について努めていきたいと思います。</p> <p>⑤ 潜在待機児童の解消に向けて今後もその人員増に対しての取組を各幼稚園なり認定こども園と連携を取りながら進めて行っていただきたいと思います。給食の安全な提供についても今までどおりコロナの状況もあるかと思いますが、各園との連携を強めながら、取り組んでいっていただきたいと申し上げて、これについての答弁はよろしいです。</p> <p>1) 報告事項終了</p> <p>● 2) その他所管事務調査について</p>
<p>小 橋 委 員</p> <p>高橋子ども未来部次長</p>	<p>【質疑】</p> <p>① すみれ保育園の駐車場、送迎の保護者の車の件ですが、何度か所管の方でお願いや要望はいたしました。冬になってくると特に夕方、もう暗い中どうしても現状見ている方は分かると思うが、バックをして生活道路に出るという行為が多いので、大分危険な状態になります。これからまた雪が降ってきて滑ったり色々な要素があって、今日報告事項で生環部から交通安全の素案も出ているが、こういう形のを鑑みただ中で、もう一度あそこの保護者の車の出入りの状況を所管としても十分に検討していただきたいと思います。事故が起きてからでは遅いと思うので、今一度お願いをしたいが、お考えをお願いします。</p> <p>① すみれ保育園の保護者送迎時の駐車等の問題については、委員の方からも色々お話しいただいて検討していたが、保護者に対しては、園内の掲示や懇談会等でも駐車送迎時の車の移動なり駐車について十分注意していただくと呼びかけているのが一つと、職員の駐車スペースと兼ねて、職員も時差出勤ですので、どうしても出入りをする場合も含めて十分なスペースを取るため、なかなか駐車場が狭</p>

いのが現状ではあります。特に冬場を迎えて駐車スペースが限られるということもあり、今年の冬に向けては、職員の駐車スペースとして近隣地の駐車場をお借りし、職員負担ですがそこを3台ほど確保し、柏陽中学校の協力を得まして5台ほど止めさせていただくというようなことで、雪の期間少し余裕を持ったスペース確保ができるように今調整をしているところです。その状況を見ながら、来年度に向けて園庭含めた空地スペースなどもちょっと考えながら、駐車スペースを確保し、車の出入りの往来が、バックで出たり入ったりしなくても済むような導線を考えていきたいと思います。今後も安全に、子どもたちも事故がないように行われるように注意してまいりたいと考えています。

小 橋 委 員

② 今色々な策を考えていらっしゃいますが、民地を借りてという話ですが、借りるお金は職員の自腹になると思います。一つ提案ですけど、市住の柏陽団地の駐車スペースが結構あるので、若干距離ありますけども建設部と協議しながら、そちらに置いて距離として1kmもないと思うので、職員さんは保育園のほうに徒歩でそこまで行ってもらうという手もあると思います。市の土地を十分有効活用することができるので、除雪の問題が出てくると思うが、そういった形で全職員の車両、緊急車両を除いてそういうところを利用して、保護者の方の対応にあたるというのも一つの手かと思います。それを含めた中でご検討いただければと思います。ご所見があればお願いします。

高橋子ども未来部次長

② 近隣の色々な利用を検討して、その中に市営住宅の柏陽団地のスペースも検討はしております。なかなか駐車場の事故の問題や課題もありまして、正式に建設部とのお話はしていませんが、情報交換の中で検討した経緯はあるので、一応そこも含めて建設部との話も進めていきたいとは思っています。

日程5. 子ども未来部関連終了

(理事者・執行部退席)

**【委員間協議】**

●日程6. 閉会中の所管事務調査項目について

- ・新型コロナウイルス感染症対策について
- ・子育て施設の現状について

●日程7. その他

なし

委員長が閉会を告げる。

(13:45 終了)